

令和7年度

監査報告書

定期監査

留萌市監査委員

令和7年12月

定期監査報告

1 監査の対象部局

- 総務部 (総務課)
- 地域振興部 (政策調整課、農林水産課、経済観光課)
- 市民健康部 (社会福祉課、保健医療課、地域包括支援センター)
- 教育委員会 (教育政策課、生涯学習課、子育て支援課、子ども発達支援センター、学校給食センター)

2 監査の実施期間

令和7年9月12日から令和7年12月8日まで

3 監査の範囲

令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計における「負担金、補助及び交付金」から支出された財務事務

4 監査の着眼点

(1) 支出対象及び支出金額

- ① 公益性のない事業又は団体に補助金等の交付がなされていないか。
- ② 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ③ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

(2) 支出方法の適法性、妥当性

- ① 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- ② 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- ③ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- ④ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査範囲の補助金等事業名、補助等の相手方、事業等開始年度、事業の目的及び公益上必要があるとする理由、事業の効果、根拠法令等の提出を求め、関係書類、諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

6 監査の対象

令和6年度決算における「負担金、補助及び交付金」支出業務のうち、次の33件を抽出した。

単位：円

担当部課		補助金等名称	R6決算額
総務部	総務課	地域活性化企業人件費等負担金	11,444,000
		西ビル管理経費市負担金	1,325,722
		自主防災組織運営助成金	394,500
		自主防災組織地域防災活動助成金	203,734
		留萌市防犯協会補助金	100,000
地域振興部	政策調整課	学生移住応援助成金	3,814,000
		学生移住受入業者支援金	378,000
		学生寮運営実証実験事業補助金	2,160,000
		生活路線バス輸送維持費補助金	18,251,000
	農林水産課	新規就農者支援助成金	42,700
		農業振興事業補助金	100,000
		ふるさとの森育成事業補助金	2,309,956
		私有林等整備事業補助金	7,493,138
		経営自立安定助成金	422,930
	経済観光課	中小規模事業指導推進費補助金	4,575,000
住宅改修促進助成金		9,600,000	
市民健康部	社会福祉課	社会福祉協議会補助金	11,583,000
	保健医療課	予防接種助成金	539,842
		不妊治療費等助成金	138,232
	地域包括支援センター	老人クラブ等運営費補助金	720,000
		成年後見制度利用支援助成金	276,934

教育委員会	教育政策課	留萌高校教育振興補助金	9,620,722
		中体連参加費補助金	3,700,000
		遠距離通学費補助金	479,600
	生涯学習課	合宿誘致助成金	552,000
		全国大会等遠征費助成金	5,617,000
		芸術文化振興助成金	857,000
		スポーツ振興助成金	1,757,000
	子育て支援課	保育士等加配補助金	8,306,944
		母親クラブ活動費補助金	1,012,531
	子ども発達支援センター	留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費負担金	200,000
	学校給食センター	学校給食食材費高騰対策支援金	10,156,061
多子世帯学校給食費支援金		4,901,575	

7 監査の結果

監査の結果は次のとおりであり、事務処理に関して一部改善・検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、12月23日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

(1) 交付申請

① 申請書及び添付書類について

申請書に不記載箇所があるものや記載内容の誤り、要綱等に規定する添付書類の不添付や異なる様式の使用、手続きの不備等が見受けられた。

申請書類は、補助事業を進めるための最初の手続きであり、交付の可否を判断するための重要な手続きであることから、適正な事務の執行に努められたい。

② 提出時期、事業着手時期について

申請書の提出前や交付決定前に事業を開始しているものが見受けられたが、留萌市補助金等交付規則第12条に規定するとおり、交付決定後の事業開始が基本である。

事業の性質や緊急性により、事前着手が必要であれば、要綱等で事前着手に関する規定を設ける等、適正な手続きによる執行に努められたい。

③ 補助金等の算定方法について

添付書類では算定方法が確認できないもの、要綱等の規定と異なる方法で算定しているものが見受けられた。

要綱等をしっかり理解し、規定に則った適正な事務の執行に努められたい。

(2) 交付決定事務

① 決定書及び通知書類について

要綱等の規定と異なる通知書及び関連様式の使用が見受けられた。

要綱等の規定に則った適正な事務の執行に努められたい。

② 補助金等の対象範囲について

要綱等に規定する条件に該当しない者に対する補助金等の交付について、市長が特に認めるものとして交付する場合、該当しないすべての事項（対象者、対象事業等）に対して認めなければならないが、手続きが行われていないものが見受けられた。

要綱等の規定に則った適正な事務の執行に努められたい。

(3) 実績報告

① 報告書及び添付書類について

報告書に不記載箇所があるもの、要綱等に規定する添付書類の不添付が見受けられた。

実績報告書及び添付書類の審査は、交付決定の内容及び付した条件に適合するかを判断する重要な手続きであり、交付額を確定するための基準となるものであるので、適正な審査と交付を受ける者に対する適切な指導に努められたい。

② 提出時期、事業完了時期について

報告書が、要綱等に規定する期限までに提出されていないもの、事業完了前に提出されているもの、日付が不記載なものが見受けられた。

(3)①後段で述べたとおり努められたい。

③ 補助金等の算定方法について

要綱等に規定のない事業間における補助金の充当、添付書類では算定方法が確認できないものが見受けられた。

要綱等をしっかり理解し、規定に則った適正な事務の執行に努められたい。

(4) 支出事務

① 補助金等の確定について

実績報告書の提出をもって補助金等の額を確定しているものが見受けられたが、実績報告書の内容を審査し、現地調査等を行い、交付決定内容に適合することを認めなければ補助金等の額は確定できない。

要綱等の規定に則った適正な事務の執行に努められたい。

② 請求書について

請求書に日付を記載せず提出するよう求めているもの、要綱等に規定する期限までに提出されていないものや規定する事項の不記載が見受けられた。

要綱等の規定に則った適正な事務の執行に努められたい。

8 まとめ

補助金等の交付については、留萌市補助金等の制度新設等に関する規程第2条第1号により「その事業が行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行う。」ということが基本となっている。

その事務を執行するにあたっては、公金で賄われていることを念頭に置き、公益上の必要性、透明性、妥当性、効率性及び法令等との適合性の確保に留意し、適正な執行が求められる。

事務の執行にあたっては、個々の職員が市として市民への説明責任があるということを自覚し、申請・交付手続きの適正な処理、提出書類の確認等を常に心がけ、対象事業の妥当性について、その都度検討を加えつつ「申請＝交付」のような処理とならないよう、審査・指導を適切に行い、また、その機能が十分に発揮できる検査検証手法が充実したものとなることを目指して制度のあり方を模索し、行政としての役割を果たされるよう望むものである。

今回の指摘事項を参考に、補助金等交付事務への理解度の向上や事務内容の充実が図られることを期待する。